令和４年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

１　日　時　　令和４年８月５日（金）１０時００分～１１時００分

２　会　場　　千葉中央コミュニティセンター８階　千鳥・海鴎

３　出席者

（１）委　員　中澤委員（分科会長）、田畑委員（会長職務代理者）、木村委員、坂原委員、清水委員、矢澤委員、平井委員、岸委員、中間委員、千葉委員、堀江委員、松木委員、三浦委員、藤田委員、吉川委員、渡邉委員

（２）事務局

【こども未来局】	石野こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	宮葉課長
【こども未来部健全育成課】	石田課長
【青少年サポートセンター】	山田所長
【こども未来部こども家庭支援課】	飯島課長
【こども未来部幼保支援課】	枡見課長
【こども未来部幼保運営課】	香川課長、池内職員担当課長 小俣保育所指導担当課長
【東部児童相談所】	山口所長、中坂企画調整担当課長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【教育委員会事務局学校教育部教育支援課】	小田課長

４　議　題

（１）分科会会長の選任について

（２）会長職務代理者の選任について

（３）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について

５　議事の概要

（１）分科会会長の選任について、中澤委員が選任された。

（２）会長職務代理者の選任について、田畑委員が選任された。

（３）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について、原案のとおり決定した。

６　会議経過

酒井補佐：　予定の時刻となりましたので、只今から、令和４年度　第１回　千葉市社会福祉審議会　児童福祉専門分科会を開会させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課　課長補佐の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は、過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配付してございます。また、次第、委員名簿、資料、参考資料につきましては事前に送付させていただいたものを御覧ください。

不足等はございませんでしょうか。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、適宜窓開け等による換気をさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

また、本日、こども未来局長の大野につきましては、都合により欠席させていただいております。

それでは、開会に当たりまして、こども未来部長の石野より御挨拶を申し上げます。

石野部長：　こども未来部長、石野でございます。本来であれば局長の大野から御挨拶を申し上げるべきところでございますけれども、大変申し訳ございません、急用のため本分科会を欠席させていただいておりますので、代わりまして、令和４年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の児童福祉の充実、向上だけではなく、市政各般にわたりまして多大な御尽力、お力添えを賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。

また、今年度は委員改選がございましたが、前任期から引き続きの皆様、新たに委員に御就任いただいた皆様におかれましては、大変御多忙なお立場であ

るにもかかわらず、委員就任をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日は委員改選後最初の会議であり、まずは分科会長及び会長職務代理者の選任をお願いいたしまして、続きまして、本市の子どもの貧困対策推進計画となります第２期千葉市こども未来応援プランの策定について御審議をお願いしたいと存じます。

皆様御案内のとおり、さきの国会でこども基本法が成立しまして、来年にはこども家庭庁が設置されるという状況でございます。国を挙げて子どもの健やかな成長について取り組んでいこうという中でございます。ただ、また一方では、国の調査によりますと、７人に１人の子どもが相対的貧困状態にあるとされておりまして、本市におきましても喫緊の課題であると考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれ御専門のお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐：　続きまして、本日は任期満了に伴う委員の一斉改選後初めての分科会となりますので、委員の皆様方を御紹介させていただきます。

お手元にございます委員名簿に沿って御紹介させていただきますので、大変恐縮ではございますが、お名前をお呼び申し上げましたら、その場で一旦御起立をお願いいたします。

千葉市議会教育未来委員会委員長、田畑直子様。

田畑委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉市民間保育園協議会会長、木村秀二様。

木村委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉市ひまわり会（里親会）副会長、坂原彩日香様。

坂原委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉市民生委員児童委員協議会副会長、清水葉子様。

清水委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉市社会福祉協議会常務理事、矢澤正浩様。

矢澤委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉市ＰＴＡ連絡協議会副会長、平井那由他様。

平井委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉県弁護士会、中間陽子様。

中間委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉市幼稚園協会会長、岸憲秀様。

岸 委 員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　植草学園大学・植草学園短期大学学長、中澤潤様。

中澤委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉明徳短期大学非常勤講師、千葉美江子様。

千葉委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉労働局雇用環境・均等室　雇用環境改善・均等推進監理官、堀江昌生様。

堀江委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉市医師会（精神科）、松木悟志様。

松木委員：　よろしくお願いします。

酒井補佐：　日本公認会計士協会千葉会、三浦康宏様。

三浦委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　千葉市青少年育成委員会会長会会計監査、藤田啓子様。

藤田委員：　よろしくお願いします。

酒井補佐：　千葉市小中学校長会研修委員（磯辺第三小学校長）、吉川則子様。

吉川委員：　よろしくお願いします。

酒井補佐：　千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官、渡邉直子様。

渡邉委員：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　なお、千葉市医師会（小児科）、今田委員、植草学園短期大学教授、佐藤委員、千葉市小中学校長会特別支援委員（都賀中学校長）、石井委員におかれましては、御欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

こども未来部長の石野でございます。

石野部長：　よろしくお願いします。

酒井補佐：　こども企画課長の宮葉でございます。

宮葉課長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　健全育成課長の石田でございます。

石田課長：　よろしくお願いします。

酒井補佐：　青少年サポートセンター所長の山田でございます。

山田所長：　よろしくお願いします。

酒井補佐：　こども家庭支援課長の飯島でございます。

飯島課長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　幼保支援課長の枡見でございます。

枡見課長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　幼保運営課長の香川でございます。

香川課長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　幼保運営課職員担当課長の池内でございます。

池内職員担当課長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　幼保運営課保育所指導担当課長の小俣でございます。

小俣保育所指導担当課長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　東部児童相談所長の山口でございます。

山口所長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　東部児童相談所企画調整担当課長の中坂でございます。

中坂企画調整担当課長：　よろしくお願いします。

酒井補佐：　西部児童相談所長の桐岡でございます。

桐岡所長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　教育委員会事務局学校教育部教育支援課長の小田でございます。

小田課長：　よろしくお願いいたします。

酒井補佐：　それでは、これより議事に入らせていただきます。

議題（１）分科会会長の選任について

酒井補佐：　まず、議題（１）の分科会会長選任でございますが、会長が決まるまでの間、こども未来部長が議事の進行を務めさせていただきます。石野部長、お願いいたします。

石野部長：　それでは、議題（１）分科会会長の選任についてでございますが、条例第５条第２項の規定によりますと、会長は委員の互選によって定めることとなっておりますけれども、いかがいたしましょうか。

矢澤委員：　会長には、これまで、当分科会の会長として御尽力いただいております中澤

委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

石野部長：　ただいま矢澤委員より、中澤委員を推薦する旨の御提案がございますが、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

石野部長：　よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、中澤委員に会長をお願いしたいと存じます。では、ここで私の任は終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

酒井補佐：　それでは、中澤会長、お席の移動をお願いいたします。

（中澤会長、会長席へ移動）

酒井補佐：　まず初めに、会長就任の御挨拶をお願いいたします。

中澤会長：　おはようございます。図らずもですけれども、分科会長ということになりました。引き続きしっかり対応していきたいと思っております。

児童虐待の防止とか、それから社会的養護の充実、それから子どもの貧困の解消、大きな課題がたくさんございます。私が今朝、新聞を読んでおりましたら、ネイティブアメリカンの言葉というのがあって、細かい言葉は忘れたんですけれども、概要としては、大人は子孫からいい社会をつくってくれたというふうに思ってもらうことが必要なんだということがあったんですね。この分科会も、今の子どもたち、あるいはその子どもたち、さらにその子どもたちが、いい千葉市をつくってくれたなというふうに我々を思ってくれるような、そういう役割を我々は持っているのだろうなとそれを読んで思ったところです。

いろいろ課題がたくさんあります。ただ委員の方々、それぞれ自分の専門の領域を持っていらして、知識と経験が豊かですので、ぜひそれにすがりながら、皆さんの御意見をしっかり受け止めながら、いい千葉市をつくっていきたい、いい子どもの未来をつくっていきたい、未来の千葉市をつくっていきたい、そういうふうに思っておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

酒井補佐：　ありがとうございました。ここからは会長に議事を進行していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議題（２）会長職務代理者の選任について

中澤会長：　それでは、早速ですけれども、議題（２）の会長職務代理者の選任に入りたいと思います。まず、事務局から選任方法について説明をお願いいたします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。会長職務代理者の選任方法につきまして御説明申し上げます。会長職務代理者は、条例第５条第４項の規定によりまして、会長が指名することとなっております。

以上でございます。

中澤会長：　ただいまの御説明によりますと、会長職務代理者は会長の指名ということでございます。私といたしましては、市議会教育未来委員会の委員長であります田畑委員にこの職をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。それでは、田畑委員、こちらのほうへ。

（田畑委員、席移動）

中澤会長：　それでは、田畑委員に就任の御挨拶をお願いしたいと思います。

田畑委員：　ただいま分科会長から御推挙をいただきまして職務代理者になりました千葉市議会議員、田畑直子でございます。議会のほうでも、本日議題となっております子どもの貧困に係るヤングケアラーについて所管事務調査を行う、このような年間予定となっております。この分科会におきましても、委員の皆様からの活発な御意見、そして円滑な議事進行を、しっかりと分科会長を支え、務めてまいりますので、御指導をよろしくお願いいたします。

また、分科会長が欠席の際には、職務代理者としてこの会の議事進行に務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議題（３）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題（３）の第２期千葉市こども応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について、事務局から説明をいただきたいと思います。

飯島課長：　こども家庭支援課長の飯島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

第２期こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について御説明をいたします。資料は、右上に１－１、１－２と記された２種類をお配りしておりますが、１－２は補足資料となりますので、主に資料１－１をベースに説明をさせていただきます。

それでは、資料１－１、策定方針（案）を御覧ください。まず、１の第２期計画策定の背景についてです。

一番上の囲みを御覧ください。平成28年度に策定した現行の千葉市こども未来応援プランは、子どもの貧困対策推進計画として、教育、生活、就労、経済などの支援施策を体系的に整理し、総合的に推進することを目的として策定されました。当初は令和３年度までを計画期間としておりましたが、第２期プランの始期を市の基本計画に合わせるため１年延長し、終期を今年度末としております。

２段目の囲みを御覧ください。現プラン策定後の国の動向をまとめたものでございます。令和元年度に子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正されたことにより、追加となったアンダーラインの箇所ですが、子どもの未来のみならず、現在に向けた貧困対策を推進することが明記されました。その下の太字ですが、同じく令和元年度に、同法の改正に伴い、新たな子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。この大綱では、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で解決することを理念とし、基本方針として、アンダーラインの箇所である「支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭への配慮」が掲げられたところです。

３段目の囲みを御覧ください。令和元年度に国による国民生活基礎調査が実施され、令和２年度にはその結果が報告されました。当調査における子どもの貧困率は13.5%とされ、過去最悪でありました平成24年度からは改善されましたが、依然として子どもの７人に１人は相対的に貧困の状態であることが明らかとなっております。

４段目の囲みを御覧ください。その後、本市でも、令和２年度に千葉市子どもの生活状況に関する実態調査を実施し、子どもの貧困の実態把握や次期計画に向けた課題抽出を行いました。なお、調査結果につきましては、令和３年度に当分科会において御報告を差し上げておりますが、本日お配りした資料１－

２に抜粋したものを記載しておりますので、後ほど一部御説明をさせていただきます。

その右側の囲みを御覧ください。これらの動きに加えまして、現在も感染拡大の最中でもありますが、令和２年度以降は新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、内閣府の調査でも、貧困家庭ほど収入減の影響が大きいとされ、今後も生活や仕事等への影響が続くことが懸念されるところでございます。

一番下の囲みを御覧ください。これまで申し上げました状況を踏まえまして、本市の子どもたちが、家庭の環境や経済的な状況によらず、夢や希望をもって成長していけるよう、現行プランにおける取組を継承しつつ、次期プランを策定したいと考えております。

続いて、２の計画の位置づけについてでございます。次期プランは、先ほど御説明しましたとおり、令和４年度に策定されます千葉市基本計画を上位計画とし、千葉市こどもプラン（第２期）など、記載の個別計画と連携を図りながら、理念や施策を体系的に整理し、総合的に推進するための今後の取組を示すものとなります。

続いて、２ページを御覧ください。３の計画の期間でございます。第２期プランは千葉市基本計画と始期を合わせ、令和５年度から令和９年度までの５年間といたしまして、国の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行った上で第３期計画に移行する予定でございます。

続いて、４の計画の基本理念についてです。基本理念は現行計画を継承するため、大きくは変更しておりませんが、国の法律改正に合わせまして、現プランの「将来」のみならず、「現在および将来」といたしました。

続いて、５の計画の基本目標についてです。文言は変えておりますが、現行計画から引き続き、教育、生活、就労、連携を４つの柱としております。まずは、（１）の教育の支援でございます。ここでは学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開および教育の機会均等の推進を掲げております。令和２年度に本市が実施した実態調査から、子どもの学業成績、学習習慣、学校外教育にかけられる費用などに家庭の経済状況が影響していることが明らかになっており、少なくとも教育の機会は均等でなければならないと考えております。

ここで調査結果をかいつまんで説明させていただきますので、資料１－２、

実態調査（抜粋）の２ページをお開きください。

進学の見通しと希望の比較について、「大学またはそれ以上」と回答した割合の比較でございます。世帯種別ごとにグラフの上段が希望、下段が見通しとなっています。どの世帯も希望より見通しのほうが下がりますが、小学生では一般世帯（生活困窮世帯）で、中学生では生活保護世帯で、大学以上に進学したいという希望に対し、進学するであろうという見通しが極端に低いことが分かります。家庭の経済状況によって子どもたちが将来の夢を諦めることがないよう、次期計画でも教育の支援を継続する必要があると考えております。

資料１－１、策定方針（案）の２ページにお戻りください。（２）の生活の安定に資する切れ目のない支援でございます。ここでは、保護者及び子どもの生活支援に加え、先ほど申し上げました国の大綱に加えられた子どもの就労支援を掲げております。

再び、資料１－２の４ページをお開き願います。こちらは、子どもではなく、社会福祉協議会や保育施設、支援事業に従事する職員など、95の支援機関等を対象に、貧困家庭の困難な状況について伺ったものでございます。一番上の「家族が子どもに虐待をしている（ネグレクトを含む）」の割合が最も高く、次いで「保護者が子どもへの関心が薄い」、「子どもが食事を十分にとれていない」、「住環境が劣悪である」と続いています。このような結果から、貧困家庭の子どもほど生活習慣の乱れが顕著であり、自立のためには望ましい食習慣や生活習慣を身につける必要があることから、引き続き、安定した生活や健康の確保に向け、相談支援等の施策を推進してまいります。

なお、子どもの就労支援とは、児童養護施設を退所する児童のアフターケアやひとり親家庭の子どもに対する高校卒業程度認定資格講座の受講費の支援などが一例として挙げられます。

資料１－１の３ページにお戻りください。（３）の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援でございます。ここでは、保護者に対する就労支援及び手当の支給や各種負担の軽減といった経済的な支援を掲げております。言うまでもなく、保護者の雇用形態が不安定であることは、家庭の貧困の要因となっております。

再び、資料１－２の７ページを御覧ください。父親の雇用形態について、世帯種別ごとに回答をまとめたものでございます。左端のグレーに点々がついた

箇所は「正社員・正規職員・会社役員」を表しておりますが、「一般世帯（非生活困窮世帯）」を除いては、嘱託・契約社員・派遣職員・パート・アルバイト等の「非正規雇用」や「働いていない」割合が高い傾向にあります。このような現状を踏まえまして、家庭の最低限の経済基盤が保たれるよう、就労支援及び経済的な支援を継続していく必要があると考えております。

再び、資料１－１の３ページにお戻りください。最後になりますが、（４）子ども・家庭に支援がつながる連携支援体制の強化でございます。現行計画では、連携体制の「構築」としておりましたが、国の大綱で掲げております「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で解決すること」、そして、「支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭への配慮」を踏まえまして、支援に当たる人材の資質向上やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が機能する支援体制を目指すことから、次期計画では「強化」とさせていただきました。

再び、資料１－２の８ページをお願いいたします。支援機関等を対象に「支援にあたって困難だと感じる点」について伺ったものですが、上から７つ目の項目「支援が必要であるのに、その家庭からの訴えがないため支援に入れない」の割合が最も高くなっており、支援を届けることの難しさと重要性が御理解いただけると思います。

再び、資料１－１をお願いいたします。３ページの中段、６の数値目標について説明をいたします。

まず、１の現行計画の達成状況を御覧ください。現行計画では、指標①として３ページに「学校以外での１日あたりの学習時間」、指標②として４ページに「生活保護世帯や児童養護施設の児童の進学率」を数値目標として、対象となる児童・生徒の結果を本市全児童の平均に近づけることを目指し、一定の成果を得られたところです。こちらにつきましては、昨年度の分科会で御報告を申し上げておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

続いて、４ページをお願いいたします。中段の２のところです。次期計画の数値目標を御覧ください。（１）の現行計画からの継続として、現行計画の２つの指標のうち、指標①の学習時間については、昨年度の分科会で申し上げましたとおり、調査の時期において数値の変動が大きいこと、数値把握のための全国学力・学習状況調査が中止となるなど、安定した数値の把握が難しいこと

から、次期計画では数値目標とはいたしませんが、改善に向けた施策は引き続き推進してまいります。

なお、指標②の進学率につきましては、国の大綱における指標の一つにもなっておりますことから、引き続き、次期計画においても数値目標の一つとしたいと考えております。

その下、（２）次期計画における新たな数値目標ですが、学習時間に替わる目標として、次期計画ではスクールソーシャルワーカーの実績を数値目標にしたいと考えております。昨年度開催された本分科会でも、教育と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの拡充に期待される御発言を多くいただいております。市といたしましても、学校をプラットフォームとしつつ、家庭への支援に連携していけるスクールソーシャルワーカーは、次期計画の基本目標に合致した重要な役割を担うものと考えております。

国の指標では、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合としておりますが、割合といたしますと、対応する事案がなかったのか、あるいは事案はあったものの学校からの要請がなかったのか、判断が難しいことから、対応件数の増加を目標とする方向で、具体的な件数は、現在、教育委員会と調整をしているところとなります。

したがいまして、次期計画の数値目標は、現行計画からの継続として、「生活保護児童及び児童養護施設等児童の進学率を、本市児童平均に近づける」ことと、ただいま申し上げました、「スクールソーシャルワーカーの対応件数の増加」、この２つを数値目標として取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、５ページを御覧ください。スケジュールについてでございます。６月に庁内の貧困対策推進協議会を経まして、８月のところですが、本日、第１回社会福祉審議会児童福祉専門分科会に至っております。本日、委員の皆様方から御意見をいただきまして、計画の骨子案を作成し、８月末に再度庁内の協議会を経て、10月に予定しております第２回の分科会では、計画素案をお示しさせていただきたいと考えております。また、ここでいただく御意見を反映させまして、来年１月にパブリックコメントを実施し、３月に計画最終案を確定いたします。この最終案は、同じく３月に開催予定の第３回分科会において御報告をさせていただいた後、公表をさせていただく予定です。１年がかりとなりますが、委員の皆様方には引き続き御審議くださいますよう、よ

ろしくお願いいたします。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などございますでしょうか。

岸 委 員：　岸でございます。ちょっと表の見方を教えてください。１－２の２ページの希望と見通し、これは、希望はしているけれども見通しはこうですよという意味ですかね。希望と見通しの違い。それから、実態はどうなのかというところはどうなのでしょうか。

そのあたりを伺いたいのと、それからもう一つは、７ページにも必要なところですけれども、働いていないというのは、就活をしているけれども就職口が見つからないのか、それとも、何らかの理由で働く気がないのか、これは大分違うと思うので、働いていないのひとくくりになっているんですけれども、そのあたりは、どの程度まで把握をされているのかなと思いました。

中澤会長：　お願いします。

飯島課長：　まず、２ページの希望と見通しですが、小学生、中学生に、どこまで進学したいのかというところを聞いたのが希望ですが、ただ、お子さんがいる家庭の状況やその他の要因で、希望はあるんだけど多分無理なのかなといったものを下の欄に記載しており、本人が多分行かないかなと回答したのが２ページ。

あと７ページのほうですが、こちらは、アンケート用紙を配って、それがフィードバックされてきたものを集計しているので、この働いていないという回答には、恐らく両方を含んだものになっていると考えております。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございます。岸委員、よろしいでしょうか。

岸 委 員：　分かりました。

中澤会長：　ほかにいかがでしょうか。

岸 委 員：　この３ページ目に、スクールソーシャルワーカーの話が出ていましたけれども、その充実に努めるということで数値目標があるんですけれども、現状のスクールソーシャルワーカーの配置状況と、それから今後何かそれを拡充するようなことがあるかどうか、もしあれば教えていただきたいのと、それからその１つ前に、「幼児教育・保育の質の向上」というふうに書いてあるんですが、これは具体的にどういうふうなことを考えていらっしゃるのか、分かりました

ら教えていただきたいと思います。

小田課長：　教育委員会教育支援課でございます。現在、スクールソーシャルワーカーは12名を教育委員会の関係機関及び学校のほうに配置しており、各区の担当を決めて、区割りで対応をしているところでございます。今後、このスクールソーシャルワーカーのニーズも図りながら、できる限り、段階的に拡充をしていきたいと、このように考えているところです。

スクールソーシャルワーカーについては以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

飯島課長：　すみません、御質問をもう１回お願いしたいんですが。

中澤会長：　「幼児教育・保育の質の向上」と書いてあるんですけれども、具体的には中身は何でしょうか。

飯島課長：　国のほうでは、その辺、今は幼児教育だとか、そういうことを進めていますので、そこを反映させた施策のほうをつくってまいりたいというところでございます。ちょっと今の段階ですと、まだ基本目標にとどまっているところなので、今後、御意見をいただいて、詳細を構築させたところで反映させていきたいと思っているところです。

岸 委 員：　岸でございます。幼児教育・保育の質の向上ですけど、例えば、既に市のほうでは、幼稚園協会に対して、研修補助という形で補助金を、かなりの額を割いてくださっています。感謝しておりますが、そういった形で、恐らくこれは木村先生、保育所のほうも出ていますよね、研修費用の補助。

木村委員：　研修費用補助は、若干ですが、出ております。

岸 委 員：　若干としておきます。若干ですけれども、団体を通して研修をするための補助金ということはしてくださっているのと、あとはもちろん市のほうの主催で、保育園、幼稚園、質の向上の会議を設定してくださって、あともう一つ、ここで加えていただいたらいいなと思うのは、幼保小の連携ですね。幼稚園、保育園から小学校へ上がっていったときに、小学校の先生たちが、幼稚園のときどうだったか、保育園のときどうだったかということを、どういう形で連携して見ているかということがすごく重要になってくるので、今日、教育委員会の方もいらしているので、学事と未来局との間の連携というものを今後どうしていくかということはすごく大切になってくるんじゃないかなと思っています。実際に質の向上については、そういう形で、若干ですけれども、応援してくださ

っていることに感謝しております。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございます。今まではやはり待機を解消するということで、容量の拡大というのを中心に進んでいきましたけれども、そろそろ中身、質の向上というのが、そういうフェーズになってきているのかなというふうに思いますので、時機を得た対応をしていただいているかなと思います。

私が所属しています大学・短大と、千葉市内のほかの団体と一緒に、千葉市の保育の支援事業をしているんですけれども、それに絡めて、質に関しても考えていかなくてはという話になっておりますので、我々も何かそれに貢献できればなというふうに思っているところです。

今の幼保小の連携の話が出ていましたけれども、こども未来局はここ何年か積極的に進めてきていらっしゃると思うんですけれども、何か御紹介の形で結構ですけれども……。

枡見課長：　幼保支援課でございます。幼保小の連携につきましては、幼稚園協会さんや民間保育園協議会さんなどの御協力もいただきまして、千葉大の先生方に御協力をいただいて接続のカリキュラム、そちらのモデル園というものを設定して、その成果を公開保育で他の幼稚園、保育園の皆様に見ていただくというような取組などをしてまいりました。

また、今、幼保小の連携で、幼稚園さんや保育園さん、いろいろな取組をされている園がございます。そうした取組事例などを収集して、好事例の展開をしていくというようなことも考えております。

それからまた、先ほど少しお話が出ましたが、幼保小の連携の検討会議、保育園、幼稚園、それから教育委員会も参加した検討会議、そちらのほうで、これからどのような形で進めていくかというようなことを御議論いただきながら進めていくという形でございます。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。千葉大の会議は私も出ているんですけれども、前回ありましたけれども、ぜひ教育委員会のほうにももう少し関わりを持っていただきたいなという希望が出ておりました。それはまた１つの課題として議論していただければというふうに思います。

今、幼保小の話とソーシャルワーカーの話がありましたが、ほかに何かござ

いますでしょうか。それぞれ御専門に近いところで、議題に即したものがありましたらお願いします。

木村委員：　多少、岸委員のお話と絡むかもしれませんけど、まず、この子どもの貧困対策推進計画等はどうしても焦点がそういう働き方をするし、そのことは対応してちゃんと進めていくべきだと思うんですけど、今、議論になりました保育の質をちゃんと向上させていかなきゃいけない側面がある。研修補助とか表層的なところではなくて、どうしたら保育の質が上がっていくかというと、つまりは保育士の給料をきちんと上げていく、処遇を上げていく、そのためには、やはり、幼稚園、保育園、認定こども園等の子どもに関わるところの補助金をきちんとしていくということが重要なことであると思います。

ここで補助金をたくさん出せと言うと、業界の要求だというふうに受け取られると全然意味合いが違ってきまして、解釈がどう違うかというと、保育料という公定価格、いわゆる保育費用ですね、これは国が一応決めまして公定価格を出すんですが、これの基準になっているのは児童福祉の最低基準、要するに保育をするには最低の線でこれだけ出しますよというのが国の基準で出てくるんですね。ところが、東京都とか財政の豊かな市町村は、自分たちのところで子育てをきちんとするためにはこれだけ補助をしますよ、それから、３人でも当方では４人でやってくださいよ、要するに加配があったり、保育の充実をさせる、保育の質を高めるためには、各市町村でちゃんと補助金を出したりする。そこの財政として補助金をアップすればいいということなんですね。ですから、補助金と言われちゃうからちょっと誤解があるんですけど、保育の質を高めるためには地方自治体の補助金が不可欠であるし、もっと言うと、千葉市、船橋市、市川市、東京のように、どんどんどんどん、東京に近いと多くなっていくということは、保育の質がどんどん高くなるということですね。

ここには行政の先生たちもいらっしゃるから実感として分かると思うんですけど、就職しようとしたらですよ。当然、高い市町村のほうから優先的に就職を希望する。これは当たり前のことだと思って、そこで、千葉市は政令市になったのは12番目なんですけども、だから、政令市になったら12番目でいいとか、要するに、市川とか船橋に比べれば補助金が少ないというのはいかがなものかというふうに思っています。

もう１点は、手を挙げてしまったので申し上げると、こういった計画に当た

っても、表の標題よりも、実は、子育てに関わる現場の利用者といいますか、今まさに子どもを育てているお母さんたちが、果たして千葉市は育てやすいところなのかのほうが実は重要で、例えば入所に関して区役所の対応がよかったとか、それから、兄弟がばらばらに保育所に入れられちゃったとか、いろんな、もっともっと現場の困っている、子育てしにくい千葉市なんだということが実感としてあると思うんですね。

それを細かい点で改善をしていくことがこの計画を推進していくことの根本だというふうに思っていますので、そういったところからもう一度、現場で今何が一番子育てをしやすいのかということを議論したほうが、より社会福祉審議会児童福祉専門分科会としても価値があるんじゃないかなというふうに思います。

最後に、私、保育園関係ですので、千葉市の保育園はかなり増えすぎてしまいました。そしてまたこれから出生率が下がっていきますから、待機児童が少なくなったときに、保育園、保育所それから幼稚園も含めてですけれども、適正配置ということが問われてきます。つまり、定員割れが出てくる、子どもたちがいなくなれば閉園せざるを得ないんですね。そのときに、子どもたちに犠牲が出ないようにどのように閉園をしていくかという対応も、行政のほうでは将来像を、５年、10年先を見通した対応をぜひしていっていただきたいというふうに思っています。以上です。

中澤会長：　ありがとうございました。保育者の処遇の件ですね。それから、保育者への保護者の皆さんの預けやすさですね。３番目は、近い将来の統廃合、適正配置、これについても、小中高でもそういうことを考えていらっしゃると思いますけれども、保育所に関しても恐らく近い将来来ますので、その辺は検討の課題になるように思います。我々にとっても将来の課題ですので、また念頭に置きながらこの間進めていきたいなと思います。ありがとうございました。

ほかに何か御意見がございますでしょうか。

坂原委員：　千葉市ひまわり会副会長の坂原と申します。ひまわり会というのは里親会でございます。私自身も里親として今２人の社会的養護の子どもの養育をしている最中でございます。

この子どもの生活に関する実態調査ということで、１－２の資料の２ページ目を拝見させていただくと、結構、社会的養護の子の例で、児童養護施設等の

お子さん、見通しと希望の比較、「大学またはそれ以上」なんですけれども、全体的に見ても低いのかなというふうに考えております。

ここの児童養護施設等の中に里親だとか含まれるかどうかというところが１点、質問としてはあるんですけども、私は里親会の活動として、市内の里親さんですとか、あるいは全国の里親さんと会話をする機会もしくは体験談等を聞く機会がいろいろ豊富なんですけれども、よく聞くのが、里親さんが私的に学費を払ってあげて私立高校だとか大学もしくは留学等をさせてあげているケースが非常に多いです。

養育里親さんの場合だと、中学校までは措置費という形で教育に対する支援はされて、里親が持ち出しで教育を施すことというのはあまりないんだと。それでも学習塾に通わせていて月間８万円ぐらい支払っているという親御さんも、直近でお話ししたことがあるんですけれども、中学校ぐらいまでだと学費を里親が持ち出してやるということはあまり聞かないんですけれども、私立高校に行きたいとか、大学に行きたいとかいうふうに子どもが言い出すと、どうしてもそれを断ることはできずに、私的にお金を払ってあげて進学をさせているというケースをよく耳にします。

それだけ支払ってあげて、通わせてあげられているケースであればいいと思いますが、里親さんの考え方や、金銭的な環境によっては、仮に子どもが進学を希望していたとしても行かせてあげることができないというようなケースもあるかと思うんです。そういう場合は奨学金とかを探せばいいのかもしれないんですけども、恐らくお子さん自身も尻込みをしてしまって、なかなかここにある希望と見通しですね、進学を希望するが里親さんに言い出しづらいというようなケースもあるのではないかと考えております。

つきましては、できれば進学を希望する子どもが希望する学校に通える、教育を保障するというところにおいて、私立高校とか大学に通いたいという社会的養護のお子さんにしっかりと金銭的に支援できるような施策というものをそろそろ検討をしていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございます。では、１点目ですけれども、児童養護施設等の中に里親は含まれるかどうか、お願いします。

飯島課長：　こども家庭支援課でございます。児童養護施設等の中には、里親の御家庭や

ファミリーホームに入所する子どもなども入っておりますので、里親さんに預かっていただいているお子さんも対象となっております。

中澤会長：　ありがとうございます。坂原委員、よろしいでしょうか。

坂原委員：　はい。

中澤会長：　２点目ですけれども、里親さんが私費でかなり負担をしている例もあるようですけれども、そういう場合、それへのサポートというのか、あるいは奨学金になるのはしっかりした紹介状とかも必要になるのかもしれないと思いますけれども、そういう施策に関しては何か御検討はされているのでしょうか。どうでしょうか。

飯島課長：　実際に御負担いただいているというところは認識しておりますので、今後、この計画を策定して、現状の取組の中でどういった御支援ができているかというところを考えていきたいと思っています。

中澤会長：　坂原委員、よろしいでしょうか。

坂原委員：　はい。

中澤会長：　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

千葉委員：　すみません、今回初めて、今年度から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。ちょっと勉強不足なので教えていただきたいんですけれども、このソーシャルワーカーさんの役割というのはすごく大事だと思っていて、昨年度までの共通理解が進んでいると思いますが、その実績としての、例えば、こんなところでソーシャルワーカーさんの役割はすごく重要なんだといったような実際の事例みたいなものがあれば分かりやすいので教えていただきたいです。

　あと、この実態調査の分析で、支援が必要であるのに訴えがないから支援に入れない家庭が多いということで、私、今、短大で非常勤講師をしておりまして、支援センターで相談員の役割も担っております。そこで親御さんを見ていると確かに訴えられないんですね。実際お金がなかったり生活が困難で訴えられない。あとは、子育てが大変で、もう本当に虐待というところにいるので訴えられないという実態がすごくあると思うんです。その辺を拾い上げるような施策というのもとても必要なのかなと思いますので、その辺何かお考えがあるようでしたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

中澤会長：　ありがとうございます。１点目として、スクールソーシャルワーカーの実例

というか有効例がありましたらお願いいたします。

小田課長：　教育委員会教育支援課でございます。多くの事例はございます。基本的には、お子さんが表出している生徒指導上の課題、例えば分かりやすいところで言うと、不登校状況等、そういったものについて、その背景に養育環境とか家庭環境に働きかけることによって、子どもから表出しているそういった課題の解消を目指して行っているところでございまして、大きな話でいうと、スクールソーシャルワーカーが入ることによって、このお子さんの見立て、アセスメントを進め、どういった機関とつながるのが有効なのかということをいわゆるコーディネートをしながら、実際に保健福祉員が関わるところや、経済的な支援に関わるような関係部局とつながるような支援をしています。いろんな具体例を挙げると多分切りがないと思いますが、保護者の方であまり日本語について流暢でないために、実はこういった公的経済的支援が受けられるということの御理解が進まない場合は、例えば国際交流協会の方とつながるように結びつけたりします。事例によってはつながる先はいろいろあろうかと思いますが、そんな事例でよろしければ、もしかしたら御参考になるかと思います。

以上でございます。

中澤会長：　よろしいでしょうか。コーディネートの役割というのは非常にもたらしていただいているということです。今後さらに充実していくことですので期待したいと思います。

２点目は、支援の申出が難しい、訴えられない等の状況も親御さんにはあるかもしれないんですが、そういう方の期待というか養護というか、何か拾い上げるような施策というのはいかがでしょうか。

飯島課長：　拾い上げるという施策自体は現在はやっていないんですが、例えば、区の中で、生活に困窮しているだとか、あるいは勤めに行きたいんだけどどうしたらよいのか分からないという場合には、こども家庭課の中に相談員がおりますので、そういったようなところでプランのほうをつくりながら、丁寧に就職のほうに結びつけるようなことをしています。あるいは、例えばそれがお子さんのほうの問題であれば、同じく区のこども家庭課の中の家庭児童相談室に相談員がおりますので、幅広い、経済的なものになるのか、お子さんによるものなのかといった支援理由によって、区のこども家庭課のほうで御相談のほうは承っています。拾い上げについては、今後検討をしていきたいと思います。

中澤会長：　千葉委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そういう制度的なものはあるということならば、それが保護者の方たちの目につくようにすることも一つ必要かもしれないですね。学校とか幼稚園、保育園とかに、こういうところがあるからここに相談したらいいですよみたいなパンフレットみたいなものがあると、保育士の先生とか幼稚園の先生とか小学校の先生からアドバイスができるかもしれないですね。恐らく知らないんでしょう。あまり知られていないのかもしれません。

飯島課長：　あと１点よろしいでしょうか。

中澤会長：　お願いします。

飯島課長：　こども家庭支援課でございます。市の施策として、子どもナビゲーターがあります。現在、４区に設置しているんですが、例えば、お子さん方で、生活環境の改善が必要だとか、そういったようなお子さんを例えば学校のほうで発見した場合に、学校からの御紹介をいただいた上で、保護者の了承を得た上でそういったお子さんの生活環境の改善を行っていくと、そういった形でこちらから拾い上げていくというような取組はしています。

中澤会長：　ありがとうございます。とても頼もしい制度というか、子どもナビゲーターですね、小学校とかの先生方は十分に周知されているんでしょうけれども、幼稚園とか保育園に周知されているのか、それはどうなんでしょうか。

岸 委 員：　園によると思いますね。温度差があると思います。

中澤会長：　いい制度だと思いますので、ぜひＰＲをしてください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、議題（３）に関しましては、事務局案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

３　その他

中澤会長：　続きまして、次第の３、その他ですけれども、事務局から連絡等ございますでしょうか。お願いします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。次回の開催予定でございますけれども、10月頃を予定してございます。日程につきましては、改めて調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

では、最後に、委員のほうから全体を通して御質問とか御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかかでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定した議題等は以上で終了となります。おかげをもちまして円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

酒井補佐：　それでは、以上をもちまして令和４年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上